

令和6年度まほろん企画展  
「復興祈念展－人びとのいとなみの継承－」  
関連講演会2資料

「福島県における復興調査について」

日時：令和7年3月1日(土)

13時30分～15時00分

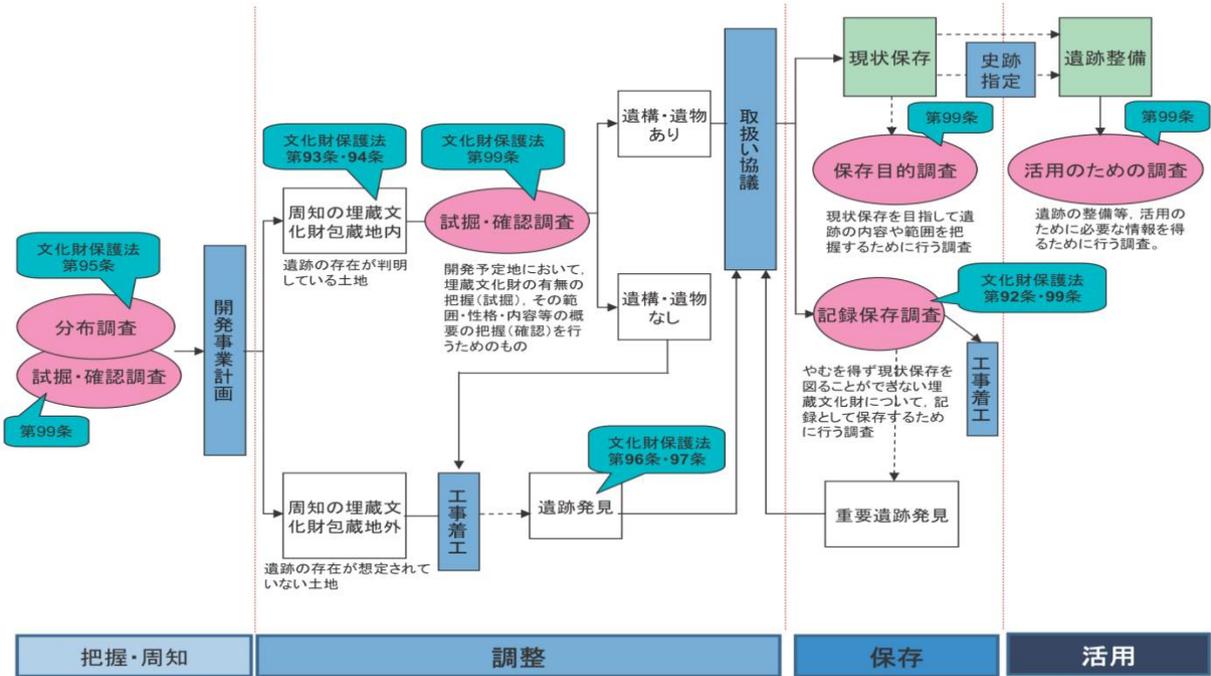
講師：轡田克史氏

# 福島県における復興調査について

令和7年3月1日

福島県教育庁文化財課 響田克史

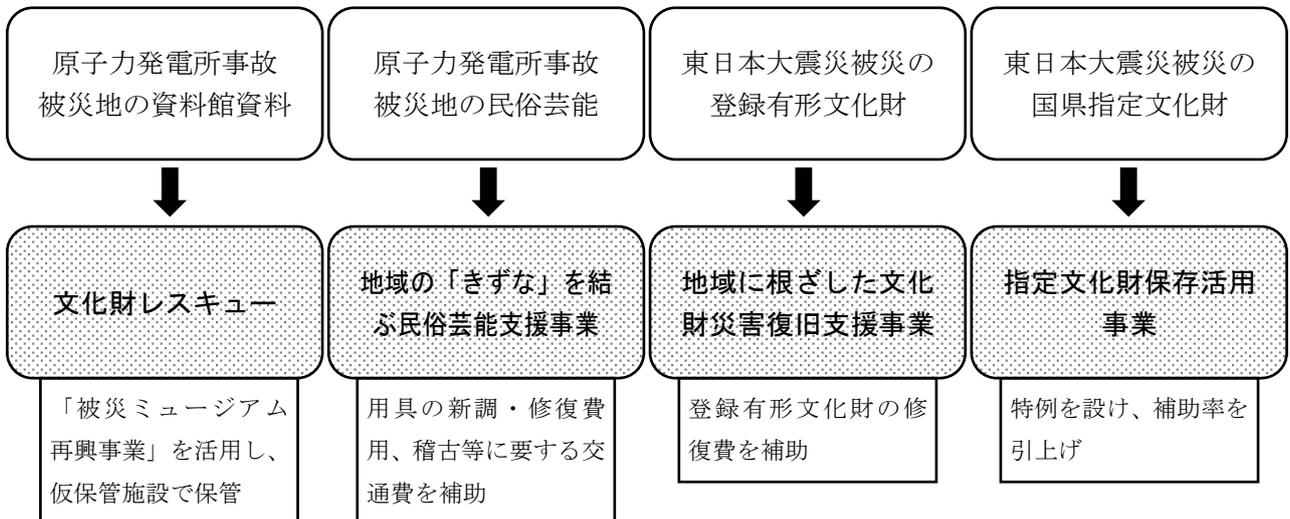
## 1 はじめに

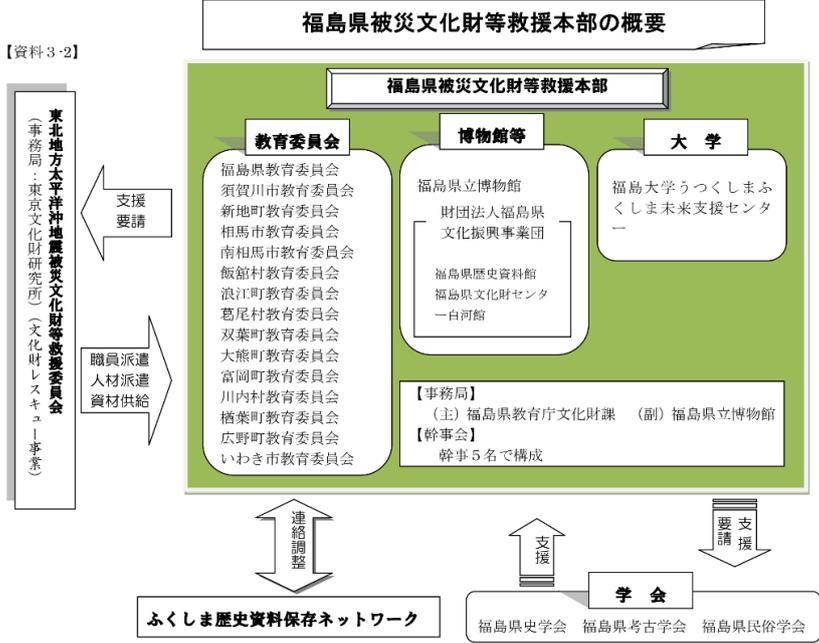


文化庁ほか「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」(報告)

**被害の概要** 平成 23 年東北地方太平洋沖地震では死者 4,179 名（内、関連死 2,348 名）、家屋の被害 15,483 棟全壊と、県内全域で大きな被害が発生した（数値は令和 6 年 11 月 1 日現在）。特に浜通り地方では甚大な津波被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、多くの人が避難を強いられた。

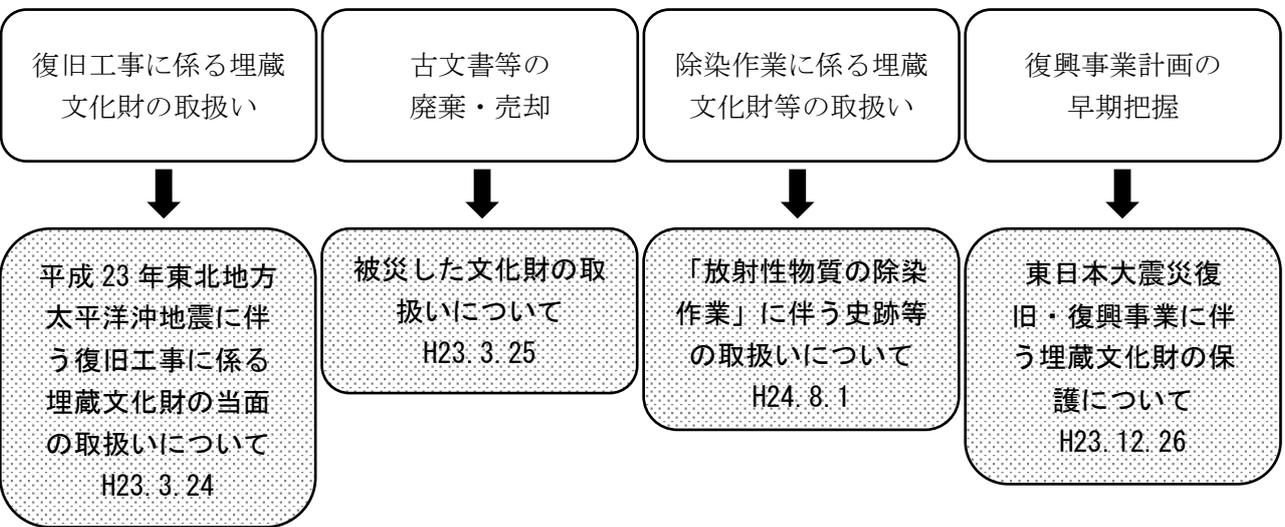
**被災文化財等への対応** 東日本大震災によって、県内では総計 295 件の文化財が被災した（国指定 82 件、県指定 66 件、市町村指定 147 件）。





被災文化財等救援本部のイメージ

県の初期対応



2 復興事業と埋蔵文化財調査

(1) 県による調査

復興事業の範囲等 (H24.6.1「東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」)

① 復興事業とは、平成23年東北地方太平洋沖地震による揺れや津波等により直接的に被災した場所又は区域及びその周辺地域で実施される下記の事業とする。

- ア) 公共事業
- ・上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン整備事業
  - ・道路、鉄道の整備事業
  - ・都市基盤整備、宅地造成、ほ場整備などの整備事業

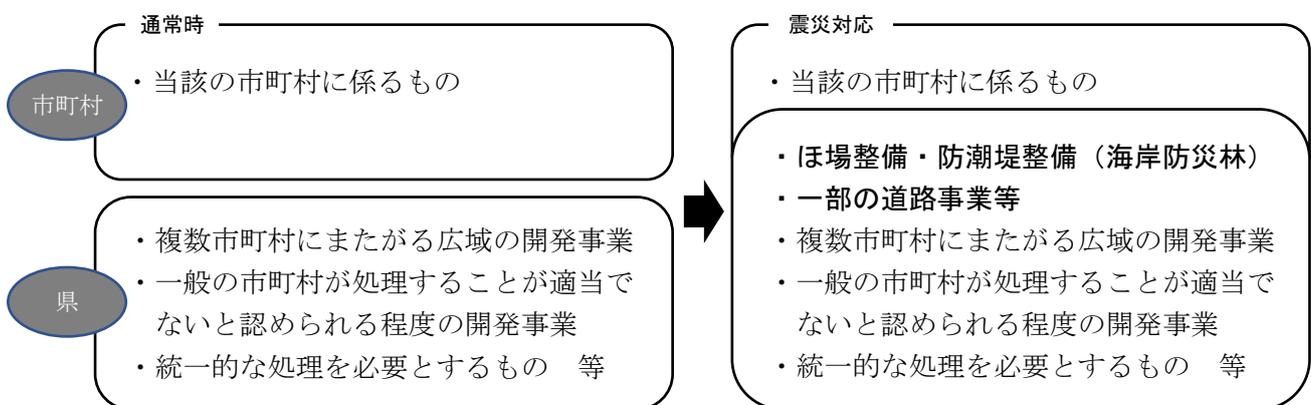
- ・堤防、護岸施設などの整備事業
- ・被災者に住宅を供する事業
- ・その他の復興事業と認められるもの

イ) 民間事業

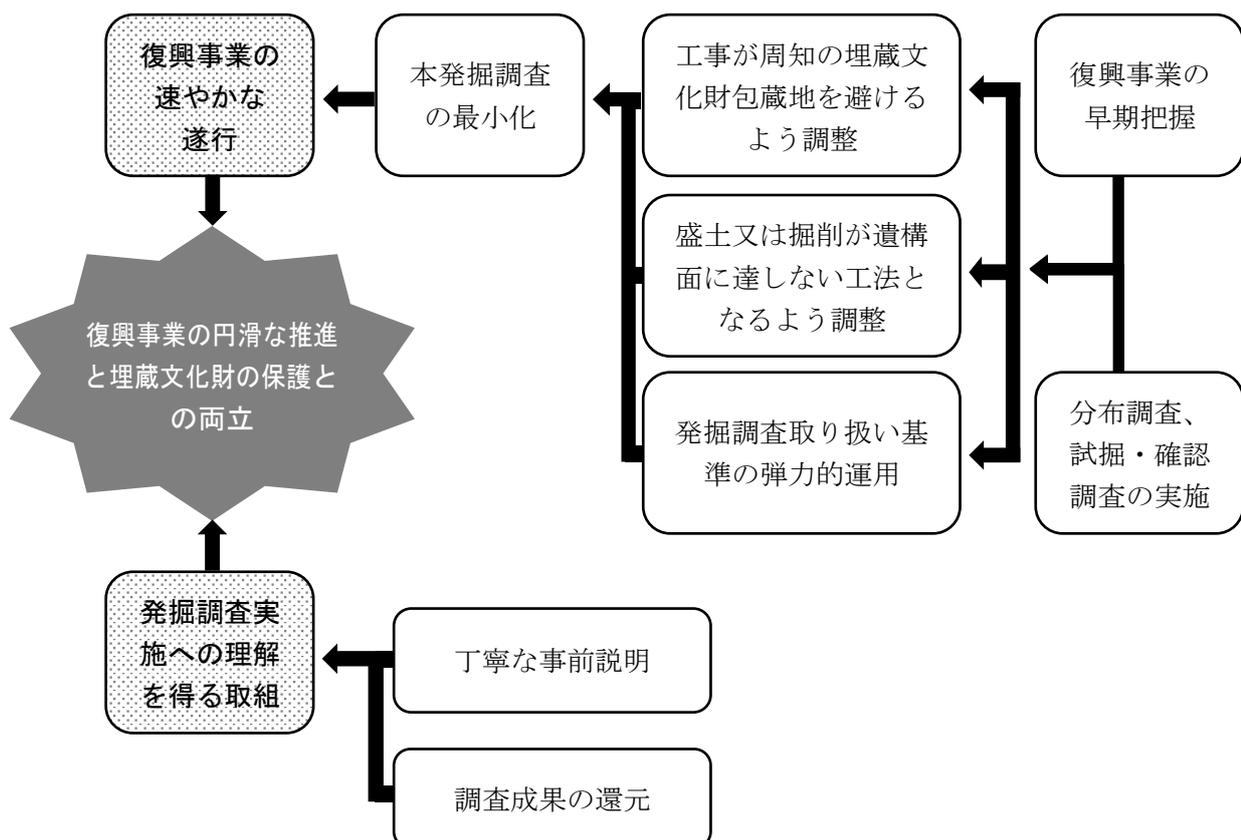
- ・個人被災者自らが使用する住宅の新築、改築
- ・個人被災者自らが所有及び使用する目的で行う店舗や事業所等の建物の新築、改築
- ・個人被災者自らが所有及び使用する目的で行う農業関連施設等の設置、改修
- ・法人被災者自らが所有又は使用する店舗や事業所又は宿舎等の建物の新築、改築
- ・法人が実施する電気やガス等のライフラインの新設、改修
- ・その他の復興事業と認められるもの

② 復興事業の認定は、原則として復興事業であることを示す証明書（罹災証明書等）又は事業計画書等によるものとする。

県と市町村の役割分担



復興調査の基本方針



(2) 市町村への支援

**桜田IV遺跡（広野町）** 東日本大震災の災害公営住宅の整備に伴って発見され、広野町教育委員会によって調査が行われた遺跡。

**東町遺跡（南相馬市）** 縄文時代・平安時代の集落跡として周知されている。防災集団移転促進事業に伴い試掘・確認調査、本発掘調査を南相馬市教育委員会が行った。

年	市町村	内容
H24	広野町	災害公営住宅本発掘調査 桜田IV遺跡
H25	広野町	災害公営住宅本発掘調査
H26	南相馬市	災害公営住宅・防災集団移転本発掘調査 東町遺跡
	大熊町	復興拠点試掘・確認調査
	檜葉町	駅東開発・東電社員寮関連試掘・確認調査 高橋遺跡
H27	南相馬市	植物工場本発掘調査 南海老南町遺跡
	大熊町	復興拠点・東電社員寮関連試掘・確認調査
	富岡町	メガソーラー試掘・確認調査
	川内村	工業団地試掘・確認調査
	広野町	駅東開発本発掘調査 柳町II遺跡
		民間事業所試掘・確認調査 東町VI遺跡
H28	南相馬市	農地改良本発掘調査
	浪江町	防災用道路・防災集団移転本発掘調査 大平山城跡・寺院跡
	双葉町	原発内減容化施設試掘・確認調査 木通沢遺跡
	広野町	民間食堂・学校寄宿舎・農地改良試掘・確認調査
H29	南相馬市	学校造成本発掘調査 鷺内遺跡
	双葉町	原発内造成・アーカイブ施設試掘・確認調査 檜無遺跡
	川俣町	国道改良試掘・確認調査 前田遺跡
H30	南相馬市	学校造成・農地整備本発掘調査 梨木下西館跡
	川俣町	商業施設試掘・確認調査
R1	飯館村	携帯基地局試掘・確認調査 赤石沢遺跡
	川俣町	土砂採取本発掘調査 三明院跡と墓地
	葛尾村	育苗施設試掘・確認調査
R3	川内村	メガソーラー試掘・確認調査

市町村への支援一覧（抜粋）

(3) 調査の体制

財源の確保

復興交付金①

※ 復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となった一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支弁を継続。

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※
- ※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

※ 復興交付金等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別法（抄）  
 第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は申請で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次条において「特定都道府県」という。）は共同して、震日本大震災により、相次いだ住宅、公共施設等の他の施設が被災又は被災等を受けた地域に当該市町村が当該復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この条において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

名称	内容
1 公共施設	11 公立学校施設整備（公立学校等の取壊し・移転）
2 教育	12 公立学校施設整備（公立学校等の取壊し・移転）
3 福祉	13 福祉施設整備（福祉施設等の取壊し・移転）
4 文化	14 文化施設整備（文化施設等の取壊し・移転）
5 産業	15 産業施設整備（産業施設等の取壊し・移転）
6 環境	16 環境施設整備（環境施設等の取壊し・移転）
7 防災	17 防災施設整備（防災施設等の取壊し・移転）
8 交通	18 交通施設整備（交通施設等の取壊し・移転）
9 国土	19 国土施設整備（国土施設等の取壊し・移転）
10 農林	20 農林施設整備（農林施設等の取壊し・移転）
11 水産	21 水産施設整備（水産施設等の取壊し・移転）
12 漁業	22 漁業施設整備（漁業施設等の取壊し・移転）
13 畜産	23 畜産施設整備（畜産施設等の取壊し・移転）
14 林業	24 林業施設整備（林業施設等の取壊し・移転）
15 観光	25 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
16 観光	26 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
17 観光	27 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
18 観光	28 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
19 観光	29 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
20 観光	30 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
21 観光	31 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
22 観光	32 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
23 観光	33 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
24 観光	34 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
25 観光	35 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
26 観光	36 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
27 観光	37 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
28 観光	38 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
29 観光	39 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）
30 観光	40 観光施設整備（観光施設等の取壊し・移転）

復興交付金の概要（復興庁HP）

# 福島再生加速化交付金

## 事業概要・目的

- 復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

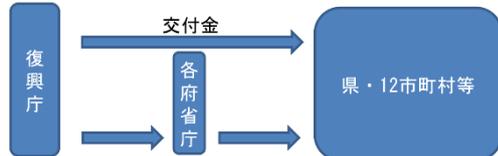
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和6年3月19日)(抄)

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和3年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

## 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域  
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化</li> <li>・生活拠点等の整備(福島復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等)</li> <li>・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等)</li> <li>・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等)</li> <li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li> </ul>
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援</li> <li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等)</li> <li>・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)</li> </ul>
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等</li> <li>・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等)</li> <li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等)</li> <li>○ 新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消</li> <li>○ 市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li> </ul>
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援</li> <li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li> <li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li> </ul>
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備</li> <li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li> <li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li> </ul>
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援</li> </ul>

## 福島再生加速化交付金の概要(復興庁HP)

### 人員の確保

- ・自治法派遣・・・地方自治法第252条の17第1項
- ・総務省スキーム・・・平成25年3月1日付け総務省自治行政局公務員課長通知「東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について(通知)」
- ・県内市町村教育委員会、県立博物館からの支援
- ・県教育委員会の定数増、専門職員の採用
- ・公益財団法人福島県文化振興財団の財団間出向受入

## 復興調査基準

<p>(別紙)</p> <p><b>東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて</b></p> <p>この取扱いは、平成23年4月28日付け23庁財第61号「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（文化庁次長通知）」及び平成24年4月17日付け24庁財第62号「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（文化庁次長通知）」に基づき、福島県教育委員会が復興事業に伴う埋蔵文化財の具体的な運用を定めたものである。</p> <p>1 基本方針</p> <p>被災地の置かれた状況に鑑み、早急な復興が急務であることから、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護との整合を図るものとする。</p> <p>復興事業を円滑に推進するため、復興事業に伴う発掘調査等の実施にあたっては福島県発掘調査基準を弾力的に運用するものとする。</p> <p>発掘調査等の実施にあたっては、県内及び全国的な協力を得て、発掘担当者を集中的に投入するなどして、迅速な対応に努めるものとする。</p> <p>2 復興事業に係る埋蔵文化財の取扱い</p> <p>基本方針に基づき、復興事業に係る埋蔵文化財の具体的な取扱いを以下のとおり定める。</p> <p>(1) 復興事業の範囲等</p> <p>① 復興事業とは、平成23年東北地方太平洋沖地震による揺れや津波等により直接的に被災した場所又は区域及びその周辺地域で実施される下記の事業とする。</p> <p>ア) 公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン整備事業</li> <li>・ 道路、鉄道の整備事業</li> <li>・ 都市基盤整備、宅地造成、沼場整備などの整備事業</li> <li>・ 堤防、護岸施設などの整備事業</li> <li>・ 被災者に住宅を供する事業</li> <li>・ その他の復興事業と認められるもの</li> </ul> <p>イ) 民間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人被災者自らが使用する住宅の新築、改築</li> <li>・ 個人被災者自らが所有及び使用する目的で行う店舗や事業所等の建物の新築、改築</li> <li>・ 個人被災者自らが所有及び使用する目的で行う農業関連施設等の設置、改修</li> <li>・ 法人被災者自らが所有又は使用する店舗や事業所又は宿舍等の建物の新築、改築</li> <li>・ 法人が実施する電気やガス等のライフラインの新設、改修</li> <li>・ その他の復興事業と認められるもの</li> </ul> <p>② 復興事業の認定は、原則として復興事業であることを示す証明書（被災証明書等）又は事業計画書等によるものとする。</p> <p>③ この取扱いの開始は平成24年6月1日（金）とし、終了は復興事業の進捗状況から判断して別途通知する。</p> <p>(2) 発掘調査等の取扱い</p> <p>① 届出・通知</p> <p>震災の復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについては、平成23年3月24日付け22教文第1083号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵</p>	<p>文化財の当面の取扱いについて（通知）」において文化財保護法の第93条又は第94条及び第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要しないこととしていたが、当該震災の復興事業に係る埋蔵文化財の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア) 上記で定めた復興事業については、文化財保護法第93条又は第94条の規定による届出又は通知を要する。</p> <p>イ) 埋蔵文化財包蔵地外の周辺地域において、復興事業の工事中に遺跡が発見された場合は、文化財保護法第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要する。</p> <p>② 試掘・発掘調査の実施</p> <p>復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを判断する際は、当該地あるいは周辺地における既存データ（分布調査・発掘調査の結果等）を活用することとする。</p> <p>試掘・発掘調査の実施は、既存データがない場合及び本発掘調査に係る作業量を精算する場合に限ることとする。</p> <p>③ 本発掘調査の範囲</p> <p>工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って本発掘調査を実施するものとする。</p> <p>恒久的構築物の建設であっても、盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採るなど埋蔵文化財に影響がない場合には本発掘調査を実施することを要しない。</p> <p>なお、本発掘調査の実施は、工事による掘削が遺構を損壊する範囲までとし、建物の基礎などによる損傷が遺構に及ばない下層については本発掘調査を要しないこととする。</p> <p>(3) 埋蔵文化財取扱連絡調整会の設置</p> <p>復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを運用するにあたり、各市町村間の不統一、不均衡が生じないように、福島県教育委員会及び関係市町村教育委員会の埋蔵文化財担当者で構成する埋蔵文化財取扱連絡調整会を設置することとする。</p> <p>(4) 市町村教育委員会の留意点</p> <p>① 復興事業の早期把握</p> <p>復興事業計画の早期把握のため、教育委員会以外の関係部局との連携を密にし、相互連絡体制を整備するなどの措置を講じ、埋蔵文化財の保護と復興事業の迅速・円滑な推進との調整を図ること。</p> <p>復興事業の速やかな遂行を図るために、開発事業計画において同様の埋蔵文化財包蔵地が対象となることを可能な限り回避するように努めること。</p> <p>② 保存協議</p> <p>復興事業については、可能な限り盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採るなど遺構の損壊を避けるように指導すること。</p> <p>やむを得ず発掘調査等を実施する場合は、調査計画について事業者と十分協議し、埋蔵文化財の保護について理解と協力を得るように努めること。</p> <p>③ 発掘調査体制の充実</p> <p>復興事業に伴う発掘調査等を円滑・迅速に実施するため、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知）を踏まえ、体制の充実を図るよう努めること。</p> <p>④ 発掘調査実施への理解を得る取り組み</p> <p>復興事業に伴う発掘調査の実施にあたっては、地元住民及び事業者等の理解と協力が不可欠であることから、事前説明及び調査結果に関して丁寧な説明を行うよう努めること。</p>
---	--

### H24. 6. 1 東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

- ・ 復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを判断する際は、当該地あるいは周辺地における既存データ（分布調査・発掘調査の結果等）を活用すること
- ・ 本発掘調査等の判断については取扱い基準を弾力的に運用することとし、本発掘調査は工事による掘削が遺構面に達する場合に限ること

### 浜通り会議等

- ・ 「東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱い等に関する連絡会」
- ・ 県相双農林事務所、相双建設事務所等との連絡調整会議

### 3 中間貯蔵施設と埋蔵文化財調査 中間貯蔵施設の概要



中間貯蔵施設の概要（環境省HP）

### 中間貯蔵施設における埋蔵文化財の取扱い

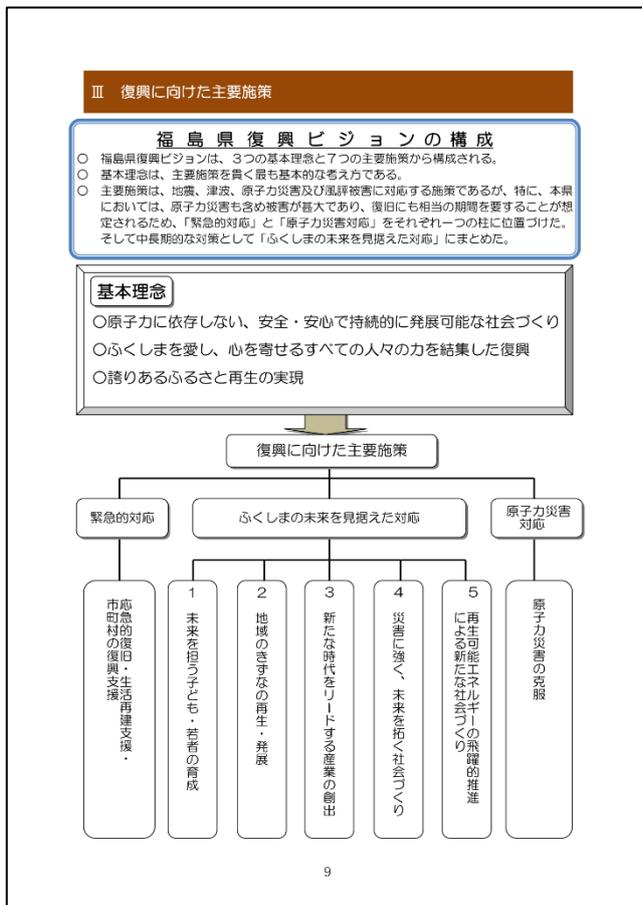
<p>中間貯蔵施設建設予定地に所在する埋蔵文化財調査の取扱方針</p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p>(1) 中間貯蔵施設建設事業（以下「事業」という。）の実施と埋蔵文化財の保護の両立のため、掘削工事等による予定地内の埋蔵文化財包蔵地（未周知も含む。以下「遺跡」という。）への影響の最小化を図る。</p> <p>(2) 予定地内の遺跡は地域の歴史・文化の保全と継承の観点から現状保存を原則とし、福島県教育委員会が双葉町教育委員会及び大熊町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）と協議の上、適切に取り扱うこととする。</p> <p>(3) 中間貯蔵施設建設予定地（以下「予定地」という。）に所在する埋蔵文化財の取扱いについては、「東日本大震災の復興・復興事業における埋蔵文化財の取扱いについて」（平成25年4月福島県教育庁文化財課）（以下「震災基準」という。）に準じるものとする。</p> <p><b>2 調査体制</b></p> <p>(1) 調査主体</p> <p>「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」（平成12年4月福島県教育委員会教育長通知）（以下「基準」という。）の規定に基づくとともに中間貯蔵施設の特長性を考慮して福島県教育委員会とする。</p> <p>(2) 調査協力・助言</p> <p>① 福島県教育委員会は、予定地の遺跡に関する知見を有する町教育委員会に協力を求めることとする。</p> <p>② 調査の実施にあたっては、必要に応じて文化庁等の関係機関や文化財専門の調査・研究機関に指導・助言を求めることとする。</p> <p><b>3 調査の実施</b></p> <p>(1) 調査上の制限</p> <p>① 予定地が帰還困難区域にあたるため、調査は、「帰還困難区域において業務に従事する職員の安全衛生管理に関するガイドライン」（平成27年10月1日施行福島県教育委員会統括衛生管理者教育庁政策監）に基づき実施するものとする。</p> <p>② 調査時間は、原則として一日4時間とする。</p> <p>(2) 分布調査</p> <p>① 分布調査を行う範囲は、事業において掘削等埋蔵文化財の保存に影響を与える可能性がある範囲のうち、福島県教育委員会が町教育委員会との協議により調査が必要と認めた範囲に</p>	<p>限定する。</p> <p>② なお、上記の範囲は「基準」で示すとおり周知の埋蔵文化財包蔵地であるか否かは問わないこととする。</p> <p>(3) 試掘・確認調査</p> <p>① 試掘・確認調査は、草木等の繁茂により分布調査による遺跡の有無の確認ができない範囲のうち、必要と認めた範囲を行い、又は事業による掘削範囲を決定するために遺跡の範囲を明確化する必要がある場合や、本発掘調査の実施計画を作成するために必要な場合とする。</p> <p>② 試掘・確認調査は、遺跡への影響の最小化を図るために地権者同意等の調査を行う上での最低限の条件が整い次第、速やかに実施し、その結果を設計に反映できるよう配慮することとする。</p> <p>(4) 本発掘調査</p> <p>原則として「基準」及び「震災基準」の規定によるが、予定地においては通常の発掘調査の実施を妨げる諸制限があるため、調査体制の構築及び実施方法については、調査地点ごとの条件を勘案し、適宜検討することとする。</p> <p><b>4 出土遺物の取扱い</b></p> <p>(1) 出土遺物は、GM管式サーベイメータで遺物の表面放射線量を測定し、1,300cpmの基準値に従うものとする。また遺物の取り上げ時には二次汚染防止に留意し、適切に取り扱う。</p> <p>(2) 調査を開始した放射線量のデータを蓄積し、そのデータに基づき、遺物整理方法や一時保管場所等について定めるものとする。</p> <p><b>5 その他</b></p> <p>福島県教育委員会は環境省との連絡調整を密接に行い、予定地の埋蔵文化財に係る諸条件の特殊性をあらかじめ把握するように努めるものとする。</p>
--	---

H28. 9. 1 中間貯蔵施設建設予定地に所在する埋蔵文化財調査の取扱方針



銅谷迫遺跡・後迫B遺跡の周辺

#### 4 埋蔵文化財の役割



「桜田IV遺跡」(広野町)における現地説明会参加者「自然に恵まれ、このような遺跡もある広野町に家族とともに帰ってきたい」

広野小学校・広野中学校の発掘体験参加者「広野町にこんな遺跡があったなんて思ってもいなかったの、とても誇りに思います」

福島県復興ビジョン